

証券コード 9068

2020年6月10日

株 主 各 位

横浜市中区南仲通二丁目15番地

丸全昭和運輸株式会社

代表取締役社長 浅井 俊之

第118回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第118回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 横浜市中区尾上町一丁目8番地 関内新井ビル11階
関内新井ホール（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第118期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第118期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）
の継続の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、事業報告の「株式会社の支配に関する基本方針」、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.maruzenshowa.co.jp>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。

したがって、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.maruzenshowa.co.jp>）に掲載させていただきます。

### <新型コロナウイルス（C o v i d -19）感染拡大への対応について>

新型コロナウイルス（C o v i d -19）の感染が拡大しております。本定時株主総会におきましては、開催日現在の状況に応じ、感染予防のための措置を講じてまいります。本定時株主総会にご出席されます株主様におかれましては、開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、感染予防策にご配慮いただきご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、本定時株主総会の議決権行使は、書面による方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。

定時株主総会の運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイト（アドレス <https://www.maruzenshowa.co.jp>）に掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。

※本年は、株主総会ご出席の株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。  
何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

## (添付書類)

### 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

#### 1. 企業集団の現況

##### (1) 当事業年度の事業の状況

###### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、前半は企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移しましたが、後半になり、消費税増税や新型コロナウイルス感染拡大の影響により景気後退への局面に変化し、世界経済においても、長期化する米中貿易摩擦問題やアジア新興国経済の減速に加えて、世界的な新型コロナウイルス感染拡大に伴う世界的混迷状態により、景気減速が鮮明となりました。

一方、物流業界におきましては、国内貨物の輸送量は、前半、消費税増税前の駆け込み需要の発生もあり、消費関連貨物、生産関連貨物、建設関連貨物ともに増加しましたが、後半に入ると米中貿易摩擦問題や新型コロナウイルス感染拡大の影響も加わり、総輸送量では前年度よりもマイナス幅が拡大しました。また国際貨物の輸送量は、世界景気が全般的に勢いを欠くなか、船積み貨物、航空貨物ともに、輸出においては、半導体関連の需要拡大により回復の兆しが見えてきたものの、一般機械、機械部品においては海外の設備投資の回復が鈍く減少となり、輸入においても消費税増税後の個人消費の減速を受け、消費財、生産財ともに減少し、輸出入とも全体的に取扱量が減少しました。さらに、継続しているドライバー不足や同業者間の価格競争などの問題のほか、トラックの燃料価格も、海外情勢の影響により価格が安定しない状況が続きました。

このような状況のもと、当社グループは、2019年度を初年度とする3か年にわたる第7次中期経営計画を策定し、昨年4月から実施しております。本計画においては、社会基盤の一翼を担う企業グループとして、創業以来の成長の基盤となっている「品質」を維持しつつ、安定的な物流サービスを提供するとともに、顧客の課題を発見し解決する提案力を強化することで、顧客にとっての「ロジスティクス・パートナー」としての使命を果たしたいと考えています。そのために本計画では、「1. 事業競争力の強化、2. 企業基盤の強化」を重点施策として掲げ、物流ネットワークの強化や人材の確保と育成、品質と生産性の向上、M&Aの活用等に取り組むこととし、目標売上・利益の達成に努めてまいりました。特に2019年6月に持分法適用関連会社であった国際埠頭株式会社の株式を追加取得し、連結子会社化して当社グループの一員に迎え入れたことで、企業基盤の強化を一層図ることができました。

以上により当連結会計年度の売上高は122,801百万円と前期比5.0%の増収、営業利益は8,877百万円と前期比18.3%の増益、経常利益は9,477百万円と前期比14.0%の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は8,030百万円と前期比35.3%の増益となりました。

なお、親会社株主に帰属する当期純利益が大幅に増益になっている要因は、上記国際埠頭株式会社の株式追加取得に伴う段階取得に係る差益2,108百万円を計上したことによります。

事業別の状況は次のとおりであります。

#### <物流事業>

貨物自動車運送事業については、関東地区では、精密機器やアルミ製品の取扱い減少がありました。住宅資材や日用雑貨等の取扱い増加がありました。中部地区では、ステンレス製品の取扱い減少がありました。関西地区では、化成品やシステム機器の取扱い増加があり、また中国地区および九州地区においては、農業化学品の3PL業務の新規受注による取扱い増加があり、貨物自動車運送事業全体では、増収となりました。

港湾運送事業については、関東地区では、精密機器や建設機械の輸出の取扱い減少がありました。中部地区はステンレス製品の取扱い減少でしたが、港湾運送事業を主体とする会社の連結子会社化により、港湾運送事業全体では、増収となりました。

倉庫業については、関東地区では、日用雑貨や住宅資材や家電製品等の取扱い増加がありました。関西地区では、オフィス家具の取扱い増加があり、倉庫業全体では、増収となりました。

鉄道利用運送事業については、住宅資材の取扱い増加があり、増収となりました。

その他の物流附帯事業については、外航船収入では、国内向け大型荷役設備や中東向けプラント案件の取扱い増加があり、増収となりました。荷捌収入では、住宅資材の取扱い増加があり、増収となりました。物流附帯事業全体では、増収となりました。

以上により、<物流事業>は前期比5.7%の増収となりました。

#### <構内作業及び機械荷役事業>

構内作業については、化成品の取扱い増加がありました。工作機械や光ファイバー、アルミ製品の取扱い減少があり、減収となりました。

以上により、<構内作業及び機械荷役事業>は前期比1.0%の減収となりました。

#### <その他事業>

工事収入については、国内の設備移設案件や設備据付案件の取扱い増加があり、増収となりました。

以上により、<その他事業>は前期比9.9%の増収となりました。

なお、事業別の売上高は、以下の表のとおりであります。

| 事業別          | 売上高                    |                  |                   |
|--------------|------------------------|------------------|-------------------|
|              | 金額                     | 前期比率             | 構成比率              |
| 物流事業         | 105,126 <sup>百万円</sup> | 5.7 <sup>%</sup> | 85.6 <sup>%</sup> |
| 構内作業及び機械荷役事業 | 14,649                 | △1.0             | 11.9              |
| その他事業        | 3,025                  | 9.9              | 2.5               |
| 合計           | 122,801                | 5.0              | 100.0             |

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資は、物流拠点の確保、保管設備の増強ならびに輸送力強化・環境対応のための車輛・機械荷役装置への投資などであり、その総額は6,575百万円となりました。

当連結会計年度中に完成した主要設備は次のとおりであります。

- ・ 苫小牧第二倉庫建設（北海道苫小牧市）
- ・ 豊中倉庫営業所C棟倉庫建設（大阪府豊中市）
- ・ 南海浜危険物倉庫建設（茨城県神栖市）

## ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## ④ 他の会社の株式その他の持分の状況

当社は、2019年6月21日に持分法適用関連会社である国際埠頭株式会社の株式を追加取得し、連結子会社といたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

(単位：百万円)

| 区 分                 | 第 115 期<br>2016年度 | 第 116 期<br>2017年度 | 第 117 期<br>2018年度 | 第 118 期<br>(当連結会計年度)<br>2019年度 |
|---------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------|
| 売 上 高               | 104,824           | 110,685           | 116,967           | 122,801                        |
| 経 常 利 益             | 6,149             | 6,786             | 8,315             | 9,477                          |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 | 4,420             | 4,699             | 5,937             | 8,030                          |
| 1株当たり当期純利益          | 247円03銭           | 258円06銭           | 298円97銭           | 396円23銭                        |
| 総 資 産               | 122,231           | 127,608           | 130,167           | 144,176                        |
| 純 資 産               | 73,705            | 81,096            | 86,388            | 92,497                         |
| 1株当たり純資産            | 4,114円02銭         | 4,234円74銭         | 4,255円43銭         | 4,475円06銭                      |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 2018年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合をもって株式併合を行っております。第115期(2016年度)の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定しております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第117期(2018年度)の期首から適用しており、第115期(2016年度)および第116期(2017年度)の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

### (3) 重要な子会社の状況

| 会社名                    | 資本金                     | 当社の議決権比率         | 主要な事業内容           |
|------------------------|-------------------------|------------------|-------------------|
| 丸十運輸倉庫株式会社             | 百万円<br>121              | 100.0 %          | 物流事業、構内作業及び機械荷役事業 |
| 丸全北海道運輸株式会社            | 90                      | 100.0            | 物流事業              |
| 丸全水戸運輸株式会社             | 30                      | 100.0            | 物流事業              |
| 丸全京浜物流株式会社             | 250                     | 100.0            | 物流事業              |
| 丸全鹿島物流株式会社             | 130                     | 100.0            | 物流事業              |
| 丸全中部物流株式会社             | 70                      | 100.0            | 物流事業              |
| 丸全関西物流株式会社             | 150                     | 100.0            | 物流事業              |
| 昭和物流株式会社               | 50                      | 95.0             | 物流事業              |
| 昭和アルミサービス株式会社          | 50                      | 100.0            | 物流事業、構内作業及び機械荷役事業 |
| SASロジスティックス株式会社        | 150                     | 100.0<br>(100.0) | 物流事業              |
| 株式会社スマイルライン            | 35                      | 100.0            | 物流事業              |
| 丸全京葉物流株式会社             | 50                      | 100.0            | 物流事業、構内作業及び機械荷役事業 |
| 丸全港運株式会社               | 80                      | 100.0            | 物流事業              |
| 丸全トランスパック株式会社          | 20                      | 100.0            | 物流事業              |
| 丸全流通サービス株式会社           | 15                      | 100.0            | 物流事業、構内作業及び機械荷役事業 |
| 丸全茨城流通株式会社             | 15                      | 100.0            | 物流事業、構内作業及び機械荷役事業 |
| 丸全九州運輸株式会社             | 20                      | 100.0            | 物流事業              |
| 武州運輸倉庫株式会社             | 90                      | 100.0            | 物流事業              |
| 丸全中部流通株式会社             | 20                      | 100.0            | 物流事業、構内作業及び機械荷役事業 |
| 丸全関西流通株式会社             | 15                      | 100.0            | 物流事業、構内作業及び機械荷役事業 |
| 鹿島タンクターミナル株式会社         | 1,000                   | 93.5             | 物流事業、構内作業及び機械荷役事業 |
| 丸全電産ロジステック株式会社         | 250                     | 100.0            | 物流事業、構内作業及び機械荷役事業 |
| 国際埠頭株式会社               | 1,800                   | 85.9             | 物流事業              |
| 丸全電産儲運(平湖)有限公司         | 27,400<br>(千米ドル)        | 100.0<br>(8.8)   | 物流事業、構内作業及び機械荷役事業 |
| ベトナム丸全電産ロジステック会社       | 16,110,930<br>(千ベトナムドン) | 100.0<br>(100.0) | 物流事業              |
| マルゼン・オブ・アメリカインコーポレイテッド | 7,100<br>(千米ドル)         | 100.0            | 物流事業              |

- (注) 1. 議決権比率の( )内は、間接所有割合の内数であります。  
2. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社26社であり、持分法適用関連会社は1社であります。  
3. 丸全北海道運輸株式会社は、2019年6月に60百万円の増資を行っております。  
4. 当社は、2019年6月21日に国際埠頭株式会社の株式を追加取得したことにより、同社を当社の連結子会社としております。  
5. 丸全電産儲運(平湖)有限公司は、2020年1月に25,000千米ドルの増資を行っております。  
6. マルゼン・オブ・アメリカインコーポレイテッドは、2019年7月に3,500千米ドルの増資を行っております。

#### (4) 対処すべき課題

今後の我が国経済は、新型コロナウイルスの終息時期や被害の大きさなどについては、全く予測できない状況のなか、世界各地への感染拡大により、グローバルサプライチェーンにも悪影響を及ぼしており、人やモノの流れの停滞による企業活動への影響も懸念されます。このような状況による消費者心理の冷え込みにより、消費関連貨物が減少し、自動車、鉄鋼等の生産関連貨物も低調に推移することから、貨物の総輸送量は減少することが予想されます。一方、海外に目を向けると、新型コロナウイルスの終息後、海外の設備投資需要の持ち直しによる建設機械・産業機械等の回復や、半導体関連貨物の輸出増加が見込まれるものの、輸入については、個人消費の低迷を受けて消費財の荷動きが低調となるほか、自動車関連においては、中国など海外からの部品・部材類の調達が減少する見通しとなっています。また、労働環境や労働市場の構造的な変化により、システム化、機械化による効率化と生産性向上等が求められています。

このような状況のもと、当社グループは、第7次中期経営計画の2年目を迎えました。本計画2年目においては、アセット型3PL事業者として、顧客ニーズに応える機能を持つ拠点整備や、拠点間を繋ぐネットワークを強化するとともに、人材の確保と育成、品質と生産性の向上等、各施策を実行し、当社グループ全役員・社員が一丸となり、目標売上・利益の達成に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、何とぞ格別のご理解をいただき、倍旧のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) **主要な事業内容** (2020年3月31日現在)

当社グループは、物流事業を主な事業として、以下の事業活動を展開しております。

| 事業区分         | 主 要 な 事 業 内 容                                                                                      |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 物 流 事 業      | 貨物自動車運送事業、利用運送事業（貨物自動車・鉄道・外航海運・内航海運・航空）、港湾運送事業（一般港湾運送・港湾荷役（船内、沿岸）・船運送）、倉庫業、通関業、梱包業、海上運送事業、航空運送代理店業 |
| 構内作業及び機械荷役事業 | 工場構内での原料、製品、重量物、精密機械等の移送、組立、充填、構内倉庫への保管、入出荷作業とこれらに附帯する諸作業並びに機械の賃貸                                  |
| そ の 他 事 業    | 建設業、警備業、不動産業、保険代理業、自動車整備業                                                                          |

(6) **主要な事業所** (2020年3月31日現在)

① 当社

|     |                                                                            |
|-----|----------------------------------------------------------------------------|
| 本 社 | 横浜市中区南仲通二丁目15番地                                                            |
| 支 店 | 鹿島支店（茨城県神栖市）<br>川崎支店（川崎市川崎区）<br>関東支店（横浜市中区）<br>関西支店（大阪市北区）<br>東京事務所（東京都港区） |
|     | 東京海運支店（東京都港区）<br>横浜海運支店（横浜市中区）<br>中部支店（名古屋市中村区）<br>堺泉北支店（堺市堺区）             |

② 重要な子会社の本社

丸十運輸倉庫株式会社（岡山県岡山市）  
丸全北海道運輸株式会社（北海道苫小牧市）  
丸全水戸運輸株式会社（茨城県笠間市）  
丸全京浜物流株式会社（横浜市中区）  
丸全鹿島物流株式会社（茨城県神栖市）  
丸全中部物流株式会社（名古屋市中川区）  
丸全関西物流株式会社（神戸市東灘区）  
昭和物流株式会社（川崎市川崎区）  
昭和アルミサービス株式会社（栃木県小山市）  
S A S ロジスティックス株式会社（栃木県小山市）  
\* 株式会社スマイルライン（東京都港区）  
丸全京葉物流株式会社（千葉県市原市）  
丸全港運株式会社（横浜市中区）  
丸全トランスパック株式会社（横浜市鶴見区）  
丸全流通サービス株式会社（横浜市中区）  
丸全茨城流通株式会社（茨城県神栖市）  
丸全九州運輸株式会社（北九州市小倉北区）  
\* 武州運輸倉庫株式会社（東京都港区）  
丸全中部流通株式会社（名古屋市中村区）  
丸全関西流通株式会社（大阪市北区）  
鹿島タンクターミナル株式会社（茨城県神栖市）  
丸全電産ロジステック株式会社（東京都港区）  
国際埠頭株式会社（横浜市中区）  
丸全電産儲運（平湖）有限公司（中国浙江省）  
ベトナム丸全電産ロジステック会社（ベトナム ホーチミン市）  
マルゼン・オブ・アメリカ インコーポレイテッド  
（米国カリフォルニア州）  
\* 株式会社スマイルラインおよび武州運輸倉庫株式会社は、2019年5月27日付にて、本社を東京都港区に移転しております。

(7) **使用人の状況** (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分         | 使用人数   | 前連結会計年度末比増減 |
|--------------|--------|-------------|
| 物流事業         | 2,633名 | 71名増        |
| 構内作業及び機械荷役事業 | 872名   | 11名減        |
| その他事業        | 133名   | 14名増        |
| 全社（共通）       | 204名   | 19名増        |
| 合計           | 3,842名 | 93名増        |

(注) 使用人数は就業員数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数   | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|-----------|-------|--------|
| 1,153名 | 13名増      | 41.4歳 | 16.6年  |

(注) 使用人数は就業員数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2020年3月31日現在)

| 借入先         | 借入額       |
|-------------|-----------|
| 株式会社横浜銀行    | 11,049百万円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 10,579    |
| 株式会社みずほ銀行   | 2,317     |

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

特に記載すべき事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 20,612,844株 (自己株式6,236株を含んでおります。)
- ③ 株主数 4,382名
- ④ 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                                 | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|---------------------------------------|---------|---------|
| 丸 全 商 事 株 式 会 社                       | 1,645千株 | 7.98%   |
| 明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社               | 1,219   | 5.91    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行<br>株 式 会 社 ( 信 託 口 ) | 907     | 4.40    |
| 株 式 会 社 横 浜 銀 行                       | 903     | 4.38    |
| 日本マスタートラスト信託銀行<br>株 式 会 社 ( 信 託 口 )   | 818     | 3.97    |
| 丸 全 昭 和 運 輸 取 引 先 持 株 会               | 811     | 3.93    |
| 三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社             | 743     | 3.60    |
| 横 浜 振 興 株 式 会 社                       | 441     | 2.14    |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社                   | 402     | 1.95    |
| 損害保険ジャパン日本興亜株式会社                      | 360     | 1.74    |

(注) 持株比率は自己株式 (6,236株) を控除して計算しております。

## (2) 会社役員の状況

### ① 取締役および監査役の状況 (2020年3月31日現在)

| 地 位       | 氏 名       | 担当および重要な兼職の状況                                                              |
|-----------|-----------|----------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 浅 井 俊 之   |                                                                            |
| 代表取締役専務   | 岡 田 廣 次   | 全部門、全関係会社統括<br>営業本部長                                                       |
| 常 務 取 締 役 | 中 村 匡 宏   | 国際埠頭株式会社 代表取締役会長                                                           |
| 常 務 取 締 役 | 鈴 木 秀 明   | 海外事業本部長、海外事業推進部長<br>マルゼン・オブ・アメリカ インコーポレイテッド<br>取締役社長<br>丸全電産儲運（平湖）有限公司 董事長 |
| 常 務 取 締 役 | 中 野 正 也   | 総務部、経営企画部、人事部、物流品質環境部、<br>人事制度改訂準備室管掌<br>人事部、物流品質環境部、人事制度改訂準備室担当           |
| 常 務 取 締 役 | 石 川 健 一   | 経理部、関連事業部、情報システム部、AEO総<br>括管理室管掌・担当                                        |
| 常 務 取 締 役 | 龍 康 殿 秀 尊 | 横浜海運支店、港運部、輸出梱包センター、通関・<br>保税部、東京海運支店管掌・担当                                 |
| 常 務 取 締 役 | 若 尾 正 道   | 丸全電産ロジステック株式会社 代表取締役社長                                                     |
| 常 務 取 締 役 | 野 口 利 英   | 鹿島支店、成田物流センター管掌・担当<br>丸全水戸運輸株式会社 代表取締役社長                                   |
| 常 務 取 締 役 | 嶋 田 良 二   | 関東支店、川崎支店、機工部、中部支店、関西支<br>店、堺泉北支店管掌                                        |
| 常 務 取 締 役 | 安 藤 雄 一   | 営業本部副本部長                                                                   |
| 取 締 役     | 福 田 俊 司   | 内部監査室担当<br>内部監査室長                                                          |
| 取 締 役     | 櫻 井 充     | 総務部、経営企画部担当                                                                |
| 取 締 役     | 不 破 浩 一   | 中部支店、関西支店、堺泉北支店担当<br>関西支店長                                                 |
| 取 締 役     | 村 林 毅 一   | 関東支店、川崎支店、機工部担当<br>機工部長                                                    |
| 取 締 役     | 内 藤 彰 信   |                                                                            |
| 取 締 役     | 梅 若 和 子   | 飛騨川温泉土地株式会社 代表取締役                                                          |
| 取 締 役     | 佐 藤 昭 雄   | 佐藤昭雄会計事務所 所長                                                               |
| 常 勤 監 査 役 | 山 形 正 治   |                                                                            |
| 常 勤 監 査 役 | 澁 谷 康 弘   | 株式会社有隣堂 社外監査役                                                              |
| 監 査 役     | 竹 内 伸 行   | 東京応化工業株式会社 社外監査役                                                           |

(注) 1. 取締役内藤彰信、梅若和子、佐藤昭雄の3氏は、社外取締役であります。

2. 監査役澁谷康弘および竹内伸行の両氏は、社外監査役であります。

3. 監査役山形正治氏は、1998年以来、2012年に常勤監査役に就任するまでの間、当社の経理部長ならびに財務担当の役付取締役を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役内藤彰信、梅若和子、佐藤昭雄の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度の取締役の異動は次のとおりであります。
- (1) 2019年6月27日開催の第117回定時株主総会終結の時をもって常務取締役加山等氏が任期満了により退任いたしました。
- (2) 2019年6月27日開催の第117回定時株主総会において、新たに櫻井充、不破浩一、村林毅一、佐藤昭雄の4氏が取締役に就任いたしました。
6. 2020年4月1日付にて、次のとおり執行役員制度を導入いたしました。

#### 執行役員制度の導入

取締役会は経営の意思決定および業務執行の監督を主な役割とし、執行役員制度の導入により執行権限および執行責任の明確化を図り、代表取締役の指揮監督のもと執行役員が業務執行を行う体制を構築することにより経営の機動性を高めることを目的とします。この執行役員制度の導入に伴い、次のとおり執行役員の選任いたしました。

| 氏 名       | 新 所 属 ・ 役 職 | 旧 所 属 ・ 役 職 |
|-----------|-------------|-------------|
| 本 多 義 太 郎 | 執行役員 関東支店長  | 関東支店長       |

### ② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

#### 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 支 給 人 員    | 支 給 額         |
|--------------------|------------|---------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 19名<br>(3) | 330百万円<br>(9) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4<br>(3)   | 32<br>(20)    |
| 合 計                | 23         | 362           |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役ならびに監査役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第105回定時株主総会において、役員報酬制度の見直しを行い、退職慰労金制度を廃止するとともに、役員賞与もそれぞれ報酬額に組み込み「取締役は年額350百万円以内」「監査役は年額36百万円以内」と決議をいただいております。
3. 2007年6月28日開催の第105回定時株主総会において、役員退職慰労金の打切り支給を決議しております。当事業年度末現在における今後の打切り支給予定額は、以下のとおりであります。なお、支給時期は各役員の退任時としております。
- ・取締役2名 21百万円
4. 上記には、佐藤昭雄氏の社外監査役としての報酬を含んでおります。

### ③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役梅若和子氏は、飛騨川温泉土地株式会社の代表取締役であります。なお、当社は飛騨川温泉土地株式会社との間には特別な関係はありません。

- ・取締役佐藤昭雄氏は、佐藤昭雄会計事務所の所長であります。なお、当社は佐藤昭雄会計事務所との間には特別な関係はありません。
- ・常勤監査役澁谷康弘氏は、株式会社有隣堂の社外監査役であります。なお、当社は株式会社有隣堂との間には特別な関係はありません。
- ・監査役竹内伸行氏は、東京応化工業株式会社の社外監査役であります。なお、当社は東京応化工業株式会社との間には特別な関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況

| 区分          | 氏 名  | 取締役会<br>出席状況       | 監査役会<br>出席状況      | 発言状況                                                                                                  |
|-------------|------|--------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取<br>締<br>役 | 内藤彰信 | 17回中17回<br>(100%)  | —                 | 他社での経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                                    |
|             | 梅若和子 | 17回中14回<br>(82.3%) | —                 | 飛騨川温泉土地株式会社の代表取締役として長年の経営に携わり、その豊富な経験と知識を活かし、グローバルかつ女性の視点をもって、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |
|             | 佐藤昭雄 | 11回中11回<br>(100%)  | —                 | 当社の社外監査役として貢献していただいた実績を活かし、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                   |
| 監<br>査<br>役 | 澁谷康弘 | 17回中17回<br>(100%)  | 14回14回<br>(100%)  | 株式会社横浜銀行の取締役執行役員として経営に深く参画された経験に基づき、取締役会、監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                      |
|             | 竹内伸行 | 17回中17回<br>(100%)  | 14回中14回<br>(100%) | 三菱UFJ信託銀行株式会社の専務取締役として経営に深く参画された経験に基づき、取締役会、監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                   |

(注) 佐藤昭雄氏の出席率につきましては、2019年6月27日開催の第117回定時株主総会における取締役就任後の取締役会開催数(11回)をもとに計算しております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を結んでおります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

### (3) 会計監査人の状況

#### ①会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

#### ②会計監査人に対する報酬等

- ・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

EY新日本有限責任監査法人 42百万円

- ・当社および子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

EY新日本有限責任監査法人 56百万円

(注) 1. 当社とEY新日本有限責任監査法人との間の監査契約において会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区別していないため、上記の報酬等の額には、これらの合計金額を記載しております。

- 2. 当社の重要な海外子会社（マルゼン・オブ・アメリカ インコーポレイテッド）につきましては、当社の会計監査人以外の会計監査人の監査を受けております。

#### ③監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人から説明を受けた当該事業年度の監査計画にかかる監査時間・配員計画から見積もられた報酬額の算定根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断いたしました。

#### ④非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、M&Aにおける財務デューデリジェンス業務についての対価を支払っております。

#### ⑤会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容および運用状況の概要は以下のとおりであります。

##### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、法令、定款、取締役会規程等に基づき、会社の重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、監査役監査基準等に基づき取締役の職務の執行を監査する。

##### (運用状況)

取締役会は、社外取締役3名を含む取締役18名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しています。

当事業年度に開催された取締役会は17回で、取締役会では法令、定款、取締役会規程等に基づき上程された会社の重要な業務執行を審議し、決議しました。

また、毎月開催される定例取締役会では、各取締役から執行状況の報告を求め、取締役の職務の執行を監督しました。

監査役は、監査役監査基準等に基づき取締役会およびその他重要な会議に出席し、取締役の職務の執行を監査しました。

##### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令および情報管理規程等の社内規程に基づき、情報の管理を行うとともに、取締役会議事録、稟議書等の文書の保存を行う。

当社は、個人情報の管理については、代表取締役社長が議長を務めるCSR推進会議が管轄する個人情報保護管理委員会を設置し、当社が定めた個人情報保護管理規程に基づき対応する。

##### (運用状況)

取締役会議事録、稟議書等の取締役の職務の執行に係る各種情報については、各規程に基づき適切に保存および管理を行っています。

個人情報については、個人情報保護管理委員会のもと個人情報保護管理規程に基づき適切に対応しています。

またマイナンバーについては、特定個人情報管理規程に基づき適切に管理しています。

情報システム部と一部の部門においては、ISO27001（情報セキュリティシステム認証制度）の認証を取得しています。

##### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理を統括する組織として代表取締役社長が議長を務めるCSR推進会議が管轄するリスク管理委員会を設置し、当社が定めたリスク管理規程に基づき、リスク管理体制の構築および運用を行う。

各部門の長は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、かつ、定期的にリスク管理の状況をリスク管理委員会に報告する。

##### (運用状況)

リスク管理規程に基づきリスクアセスメントを実施して、経営に重要な影響を与える可能性のあるリスクを特定し、対策を実施しています。

倉庫建設等の投資案件については、大型投資事前審査委員会にて、個別の投資リスクを確認しています。

また、大規模地震等の災害の発生に備え、事業継続計画（BCP）を策定して事業継続・復旧マニュアル等を整備し、復旧対策本部訓練と社員の安否確認訓練を定期的に実施しています。

リスク管理委員会の活動状況は、CSR推進会議および取締役会にて定期的に報告しています。

当事業年度は、新型コロナウイルス（C o v i d - 19）に対応するため、2020年2月20日に、「感染症危機管理委員会」を立ち上げ、情報収集とともに感染拡大防止策を実施しています。

#### **4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社は、中期経営計画を定め、当社グループとして達成すべき目標を明確化し、各部門においては、その目標達成にむけた具体策を立案し実行する。

当社は、取締役会を経営の基本方針や経営上の重要な事項について決定する機関であるとともに、取締役の職務の執行状況を監督する機関として位置づけ、月1回の定例取締役会と必要に応じて臨時取締役会を随時開催できる体制を整え、意思決定の迅速化と業務執行の厳正な監督を行う。

当社は、代表取締役社長直轄の機関として常務会を設置し、毎週1回開催して取締役会の決議事項やその他重要案件に対する十分な事前審議を行う。

##### **(運用状況)**

取締役会は、第7次中期経営計画（2019年度～2021年度）について、四半期ごとに進捗状況の報告を求め、取締役の職務の執行が効率的に行われるよう監督しました。

また取締役会決議事項については、常務会において十分な事前審議を経て決議しています。

#### **5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

当社は、当社の社員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制として、代表取締役社長が議長を務めるC S R推進会議が管轄するコンプライアンス委員会を設置する。

当社は、社員の行動規範を定め、社内に周知徹底させるとともに、コンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配付等を行うことにより、社内に対しコンプライアンスの知識を高めると同時にコンプライアンスを尊重する意識を醸成する活動を行い、コンプライアンス体制の維持と管理に努める。また、内部通報規程を定めて、社員からの通報を適切に取扱い、必要な調査・是正措置を実施する。

##### **(運用状況)**

コンプライアンス委員会は、社員の行動規範をはじめとする当社の方針を記載した方針手帳を作成して社員に配付し、コンプライアンス教育を実施しています。

また、当社の事業に係る法律について、公布されたものを半年ごとにチェックし、改正点への対応を実施しています。

コンプライアンス委員会の活動状況は、C S R推進会議および取締役会にて定期的に報告しています。

#### **6. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

子会社は、当社の定める関係会社管理規程に基づき、重要な承認事項については当社の所定の承認を得ることとし、また、重要な報告事項については当社の常務会に報告することとする。

##### **(運用状況)**

子会社の重要な承認事項については、関係会社管理規程に基づき、当社の取締役会、稟議書等で承認するとともに、重要な報告事項についても当社の常務会に報告されています。

また当事業年度は、持分法適用会社だった国際埠頭株式会社の株式を追加取得し子会社としました。6. から9. については、国際埠頭株式会社にも適用し、他の子会社と同様の運用をしています。

## 7. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社は、当社のリスク管理規程に基づき、当社に準じたリスク管理体制を構築しリスクの管理を行う。

### (運用状況)

子会社は、当社のリスク管理規程に基づき、子会社ごとにリスク管理責任者とリスク管理担当者を任命して、リスク管理体制を構築しています。重要な子会社では、当社に準じてリスクアセスメントを実施し、経営に重要な影響を与える可能性のあるリスクを特定し、対策を実施しています。

当社が策定している事業継続計画（BCP）は子会社にも適用し、安否確認訓練は子会社の社員にも実施しています。

また、子会社では、独自の事業継続・復旧マニュアルを整備しています。

当事業年度は、新型コロナウイルス（C o v i d - 19）に対応するため、2020年2月20日に、親会社にて立ち上げた「感染症危機管理委員会」からの通知により、子会社でも情報収集とともに感染拡大防止策を実施しています。

## 8. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社を管理する部署として関連事業部を置くとともに関係会社管理規程を制定し、業務の円滑化と管理の適正化をはかり、子会社の取締役、監査役の職務の執行が効率的に行われる体制を構築する。

### (運用状況)

子会社は、当社が策定する中期経営計画に基づき、各社ごとに社長方針と重点施策を策定し、定期的に進捗状況を報告しています。

子会社の代表者は、当社の部支店長会への出席や業務日報にて、職務の執行状況を定期的に報告しています。

関連事業部は、関係会社管理規程に基づき子会社を管理し、定期的に関係会社会議を開催して、共通課題について指導を実施しています。

## 9. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社は、当社のコンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス体制を構築する。当社が定めた行動規範は子会社の社員にも適用する。

### (運用状況)

子会社は、当社のコンプライアンス規程に基づき、子会社ごとにコンプライアンス責任者とコンプライアンス担当者を任命して、コンプライアンス体制を構築しています。

コンプライアンス委員会は、行動規範を記載した方針手帳を、子会社の社員にも配付しています。

また、当社グループの事業に係る法律の改正をチェックし、必要に応じて子会社に通知、教育を実施しています。

## 10. その他の会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

コンプライアンス委員会は、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。

リスク管理委員会は、当社グループ全体のリスク管理体制の構築に努める。

当社は、代表取締役社長直轄の部署として内部監査室を置き、当社ならびに当社グループにおける内部管理体制の適切性、有効性を検証する。

**(運用状況)**

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程に基づき、当社グループ全体のコンプライアンスの維持管理体制を構築しています。

リスク管理委員会は、リスク管理規程に基づき、当社グループの事業目的の達成を阻害する要因を特定し、対応策を実施しています。

内部監査室は、監査計画に基づき、当社ならびに子会社にて内部監査を実施し、監査結果を常務会に報告しています。

**11. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

現在、当社では、監査役の職務を補助すべき社員はいないが、監査役または監査役会から要請があった場合は、監査役室を置き、必要な人員を配置する。

**(運用状況)**

当事業年度においては、監査役または監査役会から監査役の職務を補助すべき使用人の要請はありませんでした。

**12. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役室の社員の人事異動、人事考課等については、監査役会の事前の同意を得るものとする。

**(運用状況)**

当事業年度においては、監査役室の社員はいませんでした。

**13. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性に関する事項**

監査役室の社員は、当社の全ての取締役および社員の指揮命令を受けないことを、職制規程に明記し、これを徹底する。

**(運用状況)**

当事業年度においては、監査役室の社員はいませんでした。

**14. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役および社員は、会社に重大な損失を与える事項が発生または発生する恐れがあるとき、または、取締役および社員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が発生したときは、監査役または監査役会に報告する。

部門を担当する取締役は、当該部門長とともに、定期的または必要に応じ、担当する部門のリスク管理体制を含めた現況について監査役または監査役会に報告するものとする。

**(運用状況)**

コンプライアンス委員会ならびにリスク管理委員会の活動について、四半期ごとに取締役会において監査役にも報告しています。

社員からの内部通報は、窓口である総務部より監査役に報告しています。

また社外取締役と監査役からなる社外窓口を設置し、監査役へ直接報告できる体制を整備しています。

**15. 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制**

当社は、内部通報規程に基づき、当社グループの内部通報制度を整備運用する。内部通報制度の窓口となる部門は総務部とし、子会社の取締役、監査役および社員から通報を受けたときは、当社の監査役に報告する。

**(運用状況)**

子会社の社員等より通報を受けた場合は、窓口である総務部より監査役に報告しています。

また社外取締役と監査役からなる社外窓口を設置し、子会社の社員等からも直接通報できる体制を整備しています。

**16. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、当社グループの社員が監査役へ情報提供をしたことを理由とした不利益な処遇は、一切行わない。

**(運用状況)**

内部通報規程において、通報したことを理由に、通報者に対し不利益な取扱いや通報者の職場環境が悪化することがないように、適切な措置を講ずることを規定しています。

**17. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役は職務の執行について生ずる費用を会社に請求できることとし、会社はその費用を負担する。

**(運用状況)**

監査役が職務の執行のために支払った費用については、速やかに処理しています。

**18. その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制**

取締役および社員は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

監査役は、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また、内部監査室との連携をはかり、会社との適切な意思疎通と効果的な監査業務の遂行をはかる。

監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、常務会、部支店長会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会などの重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または社員にその説明を求めることとする。

監査役は、当社の会計監査人から定期的に会計監査内容についての報告を受けるとともに、意見交換を行い会計監査人との連携をはかる。

**(運用状況)**

監査役は、代表取締役、内部監査室、当社の会計監査人と定期的な会合を設け、報告を受けるとともに意見交換を行い、監査の実効性を確保しています。また、取締役会のほか常務会等の社内の重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べ、また説明を求めています。

**19. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制**

当社は、金融商品取引法の定めに従い、当社グループの財務報告の信頼性と適正性の確保を目的として、財務報告に係る内部統制の構築を行う。

財務報告に係る内部統制と金融商品取引法およびその他の関係法令等との適合性を確保するため、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。

**(運用状況)**

内部統制委員会は、財務報告に係る内部統制の整備状況および運用状況を評価し、必要に応じて是正を行い、取締役会に報告しています。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	54,776	流 動 負 債	33,293
現金及び預金	12,875	支払手形及び営業未払金	11,737
受取手形及び営業未収金	26,413	短期借入金	9,977
有価証券	9,799	1年内返済予定の長期借入金	3,374
貯蔵品	189	未払金	1,325
前払費用	862	未払費用	1,832
その他	4,635	未払法人税等	1,677
貸倒引当金	△1	未払消費税等	856
固 定 資 産	89,400	賞与引当金	1,613
有形固定資産	63,802	役員賞与引当金	4
建物及び構築物	27,243	災害損失引当金	325
機械装置	3,518	その他	568
車両	1,096	固 定 負 債	18,385
工具器具備品	168	社債	400
土地	28,890	長期借入金	12,755
リース資産	624	繰延税金負債	3,047
建設仮勘定	2,259	役員退職慰労引当金	90
無形固定資産	3,525	退職給付に係る負債	520
ソフトウェア	551	資産除去債務	736
のれん	2,475	その他	833
その他	497	負 債 合 計	51,679
投資その他の資産	22,072	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	14,930	株主資本	87,718
長期貸付金	277	資本金	10,117
長期前払費用	62	資本剰余金	9,948
繰延税金資産	705	利益剰余金	68,255
退職給付に係る資産	3	自己株式	△602
その他	6,136	その他の包括利益累計額	3,046
貸倒引当金	△43	その他有価証券評価差額金	3,445
資 産 合 計	144,176	為替換算調整勘定	△251
		退職給付に係る調整累計額	△147
		非支配株主持分	1,731
		純 資 産 合 計	92,497
		負債及び純資産合計	144,176

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		122,801
営 業 原 価		109,094
営 業 総 利 益		13,707
販売費及び一般管理費		4,829
営 業 利 益		8,877
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	577	
持分法による投資利益	33	
雑 収 入	282	893
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	162	
訴 訟 和 解 金	58	
雑 損 失	72	294
経 常 利 益		9,477
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	72	
段階取得に係る差益	2,108	
投資有価証券売却益	44	
受 取 保 険 金	262	2,486
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	269	
災 害 に よ る 損 失	459	
投資有価証券評価損	192	920
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		11,043
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		3,061
法 人 税 等 調 整 額		△114
当 期 純 利 益		8,095
非支配株主に帰属する当期純利益		65
親会社株主に帰属する当期純利益		8,030

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
2019年4月1日 残高	10,117	9,879	61,616	△606	81,006
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,391		△1,391
連結子会社株式の取得 による持分の増減		0			0
親会社株主に帰属する 当期純利益			8,030		8,030
自 己 株 式 の 取 得				△32	△32
自 己 株 式 の 処 分		68		36	105
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					－
連結会計年度中の変動額合計	－	69	6,639	4	6,712
2020年3月31日 残高	10,117	9,948	68,255	△602	87,718

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 株 主 支 持 配 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退職給付に 係 属 する 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2019年4月1日 残高	5,514	△230	△17	5,265	116	86,388
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当				－		△1,391
連結子会社株式の取得 による持分の増減				－		0
親会社株主に帰属する 当期純利益				－		8,030
自 己 株 式 の 取 得				－		△32
自 己 株 式 の 処 分				－		105
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△2,068	△20	△129	△2,219	1,615	△603
連結会計年度中の変動額合計	△2,068	△20	△129	△2,219	1,615	6,109
2020年3月31日 残高	3,445	△251	△147	3,046	1,731	92,497

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
流動資産	39,686	流動負債	25,961
現金及び預金	2,687	営業未払金	10,626
受取手形	1,021	短期借入金	7,917
営業未収金	21,181	1年内返済予定の長期借入金	3,190
有価証券	9,399	リース債務	15
貯蔵品	92	未払金	668
前払費用	420	未払費用	715
短期貸付金	1,139	未払法人税等	1,216
未収入金	133	未払消費税等	483
仮払金	16	預り金	102
立替金	791	前受収益	64
信託受益権	2,800	賞与引当金	800
固定資産	80,971	災害損失引当金	161
有形固定資産	41,127	固定負債	15,012
建物	19,324	社債	400
構築物	1,023	長期借入金	12,471
機械装置	1,776	リース債務	29
車両	389	繰延税金負債	1,295
工具器具備品	45	長期未払金	21
土地	18,310	資産除去債務	553
リース資産	40	その他	242
建設仮勘定	217	負債合計	40,974
無形固定資産	953	(純資産の部)	
借地権	418	株主資本	76,404
商標権	0	資本金	10,117
電話加入権	7	資本剰余金	9,876
施設利用権	7	資本準備金	8,842
営業権	11	その他資本剰余金	1,033
ソフトウェア	506	利益剰余金	56,428
ソフトウェア仮勘定	1	利益準備金	1,658
投資その他の資産	38,890	その他利益剰余金	54,770
投資有価証券	13,420	特定資産買換圧縮積立金	1,391
関係会社株式	16,907	退職給与積立金	300
出資金	3	別途積立金	46,893
関係会社出資金	3,105	繰越利益剰余金	6,186
長期貸付金	533	自己株式	△17
長期前払費用	26	評価・換算差額等	3,278
前払年金費用	145	その他有価証券評価差額金	3,278
差入保証金	1,299	純資産合計	79,682
有期年金保険	3,351	負債及び純資産合計	120,657
その他の金	173		
貸倒引当金	△76		
資産合計	120,657		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		95,628
営 業 原 価		86,077
営 業 総 利 益		9,551
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,419
営 業 利 益		7,131
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,529	
雑 収 入	254	1,784
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	131	
訴 訟 和 解 金	58	
雑 損 失	48	238
経 常 利 益		8,677
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	40	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	34	74
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	90	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	192	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	60	
災 害 に よ る 損 失	179	522
税 引 前 当 期 純 利 益		8,230
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		2,235
法 人 税 等 調 整 額		△23
当 期 純 利 益		6,018

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本												
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金							自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金 合 計		
						特定資産 買換圧縮 積立金	退職給与 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金				
2019年4月1日 残高	10,117	8,842	1,033	9,876	1,658	1,420	300	43,193	5,229	51,801	△12	71,782	
事業年度中の変動額													
特定資産圧縮積立金の取崩				－		△28			28	－		－	
剰 余 金 の 配 当				－					△1,391	△1,391		△1,391	
別途積立金の積立				－				3,700	△3,700	－		－	
自己株式の処分			△0	△0						－		△0	
自己株式の取得				－						－	△4	△4	
当 期 純 利 益				－					6,018	6,018		6,018	
株 主 資 本 以 外 の 項目の事業年度中の 変 動 額 (純 額)				－						－		－	
事業年度中の変動額合計	－	－	△0	△0	－	△28	－	3,700	956	4,627	△4	4,622	
2020年3月31日 残高	10,117	8,842	1,033	9,876	1,658	1,391	300	46,893	6,186	56,428	△17	76,404	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2019年4月1日 残高	5,127	5,127	76,910
事業年度中の変動額			
特定資産圧縮積立金の取崩		－	－
剰 余 金 の 配 当		－	△1,391
別途積立金の積立		－	－
自己株式の処分		－	△0
自己株式の取得		－	△4
当 期 純 利 益		－	6,018
株 主 資 本 以 外 の 項目の事業年度中の 変 動 額 (純 額)	△1,849	△1,849	△1,849
事業年度中の変動額合計	△1,849	△1,849	2,772
2020年3月31日 残高	3,278	3,278	79,682

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

丸全昭和運輸株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鈴木 聡 ⑤

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤 陽子 ⑤

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、丸全昭和運輸株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸全昭和運輸株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

丸全昭和運輸株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鈴木 聡 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤 陽子 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、丸全昭和運輸株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第118期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第118期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

特に記載すべき事項はありません。

2020年5月22日

丸全昭和運輸株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 澁谷 康 弘 ㊟

常勤監査役 山形 正 治 ㊟

監査役（社外監査役） 竹内 伸 行 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、長期的に安定した配当の維持を基本としながら、企業体質の強化と今後の事業展開等を勘案して以下のとおり期末配当およびその他の剰余金の処分をさせていただきますと存じます。

1. 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金37円50銭といたしたいと存じます。

また、この場合の配当総額は772,747,800円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日といたしたいと存じます。

なお、本議案が原案どおり承認可決された場合、年間配当金は、中間配当金32円50銭とあわせまして、前期に比べ5円増配の70円となります。

(注) 2018年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っているため、前期の年間配当金は、前年度期首に株式併合が行われたものと仮定して算定しております。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

① 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 4,600,000,000円

② 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 4,600,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、取締役会の監督機能強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うとともに、取締役への業務執行の決定の委任に関する規定の新設その他の所要の変更を行うものであります。
- (2) 取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨の規定を新設し、また、会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役にまで責任限定契約の範囲を拡大し、締結できるよう現行定款第32条の変更を行うものであります。
つきましては、現行定款第32条を（取締役の責任免除）と変更し、第1項に取締役の責任免除を新設し、第2項に責任限定契約の範囲につき一部変更を行うものであります。
なお、現行定款第32条第1項の新設および第2項の変更に关しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) なお、本議案における定款変更については、本總會終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第1条～第3条 変更なし （機 関） 第4条 当社は、株主總會および取締役のほか次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人 第5条 変更なし	第1章 総 則 第1条～第3条 変更なし （機 関） 第4条 当社は、株主總會および取締役のほか次の機関を置く。 1. 取締役会 （削 除） 2. <u>監査等委員会</u> 3. 会計監査人 第5条 変更なし

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式 第6条～第13条 変更なし 第3章 株主総会 第14条～第20条 変更なし 第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第21条 <u>当会社</u>に<u>取締役22名以内</u>を置き、必要に応じ取締役会の決議によって顧問および相談役を置くことができる。 (取締役の選任) 第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 (取締役の任期) 第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第2章 株 式 第6条～第13条 変更なし 第3章 株主総会 第14条～第20条 変更なし 第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第21条 <u>当会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>は<u>7名以内</u>とし、必要に応じ取締役会の決議によって顧問および相談役を置くことができる。 2. <u>当会社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)</u>は<u>5名以内とする。</u> (取締役の選任) 第22条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 (取締役の任期) 第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第24条 変更なし (取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。なお、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ずして開催することができる。 (代表取締役および役付取締役) 第26条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。 3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 第27条 変更なし (取締役会の決議の省略) 第28条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。	3. <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u> 第24条 変更なし (取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。なお、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ずして開催することができる。 (代表取締役および役付取締役) 第26条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）</u>の中から代表取締役を選定する。 2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。 3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 第27条 変更なし (取締役会の決議の省略) 第28条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (取締役会規程) 第29条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。 (取締役会の議事録) 第30条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。 (取締役の報酬等) 第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は株主総会の決議によって定める。 (社外取締役との責任限定契約) 第32条 (新 設)	(取締役への重要な業務執行の決定の委任) 第29条 当会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u> の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 (取締役会規程) 第30条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。 (取締役会の議事録) 第31条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。 (取締役の報酬等) 第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u> (取締役の責任免除) 第33条 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役 (取締役であった者を含む。)</u> の損害賠償責任を、<u>法令の限度において免除することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u> 第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第33条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u> (監査役の選任) 第34条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (監査役の任期) 第35条 <u>監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了とする時までとする。</u> (新 設)	2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第5章 監査等委員会 (削 除) (削 除) (削 除) (常勤の監査等委員) 第34条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会の招集通知) 第36条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。なお、監査役全員の同意があるときは招集の手続きを経ずして開催することができる。</u> (常勤の監査役) 第37条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> (監査役会の決議の方法) 第38条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u> (監査役会規程) 第39条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u> (監査役会の議事録) 第40条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u> (監査役の報酬等) 第41条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u> (社外監査役との責任限定契約) 第42条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u>	(監査等委員会の招集通知) 第35条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。なお、監査等委員全員の同意があるときは招集の手続きを経ずして開催することができる。</u> (削 除) (監査等委員会の決議の方法) 第36条 <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u> (監査等委員会規則) 第37条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u> (監査等委員会の議事録) 第38条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u> (削 除) (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
第6章 会計監査人 第43条～第44条 条文変更なし (会計監査人の報酬等) 第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が 監査役会の同意を得て定める。 第7章 計 算 第46条～第48条 条文変更なし (新 設)	第6章 会計監査人 第39条～第40条 条文変更なし (会計監査人の報酬等) 第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が 監査等委員会の同意を得て定める。 第7章 計 算 第42条～第44条 条文変更なし (附 則) <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>第118回定時株主総会終結前の社外監査役</u> <u>(社外監査役であった者を含む。) の行為に</u> <u>関する会社法第423条第1項の賠償責任を</u> <u>限定する契約については、なお同定時株主総</u> <u>会の決議による変更前の定款第42条の定め</u> <u>るところによる。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（18名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行および執行役員制度の導入に伴い、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう13名減員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
1	あさ い とし ゆき 浅 井 俊 之 (1945年6月27日生)	1968年3月 当社入社 1996年10月 当社中部支店長 2001年6月 当社取締役 2005年6月 当社常務取締役 2009年6月 当社代表取締役専務 2012年6月 当社代表取締役社長（現任）	18,100株
		〔取締役候補者とした理由〕 2012年に当社代表取締役社長に就任以来、強いリーダーシップをもって当社グループの事業活動を牽引しており、その豊富な経験と実績を有していることから、引き続き取締役候補者としております。	
2	おか だ ひろ つぐ 岡 田 廣 次 (1958年12月1日生)	1982年3月 当社入社 2009年6月 当社中部支店長 2015年6月 当社取締役 2015年10月 当社関西支店長 2017年6月 当社常務取締役 2019年6月 当社代表取締役専務（現任） 2019年6月 当社営業本部長（現任）	6,400株
		〔取締役候補者とした理由〕 長年にわたり当社の中部・関西エリアの部門長を務めており、また、専務取締役として当社グループの経営に深く携わるなど、豊富な経験と実績を有していることから、引き続き取締役候補者としております。	

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
3	なか むら まさ ひろ 中 村 匡 宏 (1960年 8月29日生)	1987年 7 月 当社入社 1999年 4 月 当社経営企画室長 1999年 6 月 当社取締役 2001年 6 月 当社常務取締役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 国際埠頭株式会社代表取締役会長	220,900株
	〔取締役候補者とした理由〕 長年にわたり常務取締役として当社グループの経営に深く携わり、その会社経営の豊富な経験と実績を活かし、2019年に当社の連結子会社となった国際埠頭株式会社の代表取締役会長として、当社グループの経営に尽力していることから、引き続き取締役候補者としております。		
4	いし かわ けん いち 石 川 健 一 (1953年 9月19日生)	1978年 3 月 当社入社 2007年 6 月 当社経理部長 2012年 6 月 当社取締役 2017年 6 月 当社常務取締役（現任）	5,500株
	〔取締役候補者とした理由〕 長年会計業務に携わり、当社経理部の部門長を務め、経理・情報システムなどを管掌する常務取締役として当社グループの経営を担ってきた実績から、引き続き取締役候補者としております。		
5	あん どう ゆう いち 安 藤 雄 一 (1965年 4月15日生)	1989年 3 月 当社入社 2013年 4 月 当社営業企画部長 2016年 4 月 当社営業企画部長兼 3 P L 事業部長 2017年 6 月 当社取締役 2019年 6 月 当社常務取締役（現任） 2019年 6 月 当社営業本部副本部長（現任）	4,100株
	〔取締役候補者とした理由〕 当社の営業部門の部門長を務めており、営業本部副本部長として営業・3 P L 事業における豊富な知識と経験を有していることから、引き続き取締役候補者としております。		

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されまると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
* 1	し ぶ や や す ひ ろ 澁 谷 康 弘 (1961年2月3日生)	1983年 4 月 株式会社横浜銀行入行 2010年 4 月 同行執行役員融資部長 2012年 5 月 同行執行役員 2013年 6 月 同行取締役執行役員 2016年 4 月 同行取締役 2016年 6 月 当社常勤監査役（社外監査役） （現任） [重要な兼職の状況] 株式会社有隣堂社外監査役	800株
		〔取締役候補者とした理由〕 他社での取締役執行役員として経営に深く参画された経験に基づき、当社の社外監査役として、取締役会、監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保していただいた実績から、取締役候補者としております。	
2	な い と う あ き の ぶ 内 藤 彰 信 (1948年12月12日生)	1971年 4 月 三菱商事株式会社入社 1998年 7 月 米国CALIFORNIA OILS CORP. 社長 2002年 6 月 国際埠頭株式会社代表取締役社長 2002年 6 月 株式会社ケー・エフ代表取締役社長 2009年 6 月 国際埠頭株式会社顧問 2011年 6 月 当社社外取締役（現任）	—
		〔社外取締役候補者とした理由〕 他社での経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、また、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、引き続き社外取締役候補者としております。	

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
3	うめ わか かず こ 梅 若 和 子 (1946年7月18日生)	2001年12月 特別非営利法人日本伝統文化交 流協会理事長 (現任) 2005年10月 Umewaka International株式会 社代表取締役社長 2008年 6 月 Umewaka International株式会 社代表取締役 (現任) 2011年 5 月 飛騨川温泉土地株式会社代表取 締役社長 2015年 2 月 飛騨川温泉土地株式会社代表取 締役 (現任) 2016年 6 月 当社社外取締役 (現任)	—
	〔社外取締役候補者とした理由〕 他社の代表取締役としての豊富な経験と知識を活かし、グローバルかつ 女性の視点から、当社の経営を監督していただくため、引き続き社外取 締役候補者としております。		
4	さ とう あき お 佐 藤 昭 雄 (1950年12月20日生)	1979年10月 新光監査法人入所 1983年 3 月 公認会計士登録 2007年 6 月 新日本監査法人 (現 EY新日本有 限責任監査法人) 入所 2008年 6 月 佐藤昭雄会計事務所所長 (現任) 2017年 6 月 当社社外監査役 2019年 6 月 当社社外取締役 (現任)	—
	〔社外取締役候補者とした理由〕 過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはあ りませんが、公認会計士としての活動により深い専門知識と経験を有し ており、当社の社外取締役として財務の健全性や正確性の観点から貢献 していただいた実績から、引き続き社外取締役候補者としております。		

- (注) 1. *印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 内藤彰信、梅若和子および佐藤昭雄の3氏は社外取締役候補者であります。
4. 内藤彰信、梅若和子および佐藤昭雄の3氏は現在、当社の社外取締役であります、それぞれの社外取締役としての在任期間は本総会終結時をもって、内藤彰信氏が9年、梅若和子氏が4年、佐藤昭雄氏が1年となります。
5. 澁谷康弘氏は、現在、当社の社外監査役であります、監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
6. 当社は、澁谷康弘、内藤彰信、梅若和子および佐藤昭雄の4氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としており、内藤彰信、梅若和子および佐藤昭雄の3氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、澁谷康弘氏が新たに選任された場合は、上記の3氏と同様の契約を締結する予定であります。
7. 当社は、内藤彰信、梅若和子および佐藤昭雄の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。3氏の再任が承認された場合は、当社は3氏を独立役員として継続する予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2007年6月28日開催の第105回定時株主総会において、「取締役は年額350百万円以内」とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額および昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額260百万円以内（うち社外取締役分年額10百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は18名（うち社外取締役3名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、5名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと4名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、2017年6月29日開催の当社第115回定時株主総会において、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下「現プラン」といいます。）の継続についてご承認をいただきました。

現プランの有効期間は本定時株主総会終結の時までであることから、当社では、株主共同の利益及び企業価値の維持・向上の観点から、継続の是非も含めそのあり方について検討してまいりました。その結果、情勢の変化や機関投資家の動向等を踏まえ、株主の皆様のご賛同を得ることを条件として、継続することを決定したものであります（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）。本プランの有効期間は、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけた場合には、ご承認をいただいたときから、2023年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までといたします。

なお、本プランを決定した取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役3名全員が出席し、本プランは当社株式等の大規模買付行為に関する対応策として相当であると判断される旨の意見を表明しています。

本プランにおいて現プランから見直しを行なった主な内容は以下のとおりです。

- ①本定時株主総会における定款一部変更に関する議案を承認可決いただくことを条件として、当社が監査等委員会設置会社に移行することに伴い廃止される監査役（会）制度に関する所要の変更を行ないました。なお、当該変更は、本定時株主総会において定款一部変更に関する議案を承認可決いただき、当社が監査等委員会設置会社となることを条件としてその効力が生じるものといたします。
- ②非適格者が保有する本新株予約権を取得する場合、その対価として金銭等の交付は行わない旨を明記しました。
- ③その他、文言等の修正を行ないました。

つきましては、本プランにつき株主様のご承認をお願いするものであります。

本プランの内容は、50頁から66頁に記載しておりますが、本プランの継続に当たり、現プランと実質的内容に変更はございません。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。そのような大規模買付行為を行なう者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、係る提案に対して、当社取締役会

は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行なう必要があると考えています。

Ⅱ．基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、1931年創業の総合物流企業であり、社是である「熱と努力」の下、経営理念の第一義に「お客様第一主義」を掲げ、国内外の関係会社や提携会社と一体となった物流ネットワークと最新のIT技術を駆使した海・陸・空にわたる複合一貫輸送に取り組んでまいりました。

このような当社及び当社グループの企業価値の源泉は、①高度化する物流市場の多様なニーズに即応できるグローバルな物流サービスの構築力と提案力、②最新の物流施設、豊富な経験と高度な技術を兼ね備えた高品質な現場力、③物流が公益に深く関わる事業である事を自覚し、コンプライアンスを第一に、安全、環境、品質等、CSRへの取組みを実践していることにあると考えております。

まず、①の物流サービスの構築力と提案力は、物流と情報の一元化を可能とする3PL（サードパーティロジスティクス）システム（当社では、“マルゼンロジスティクスパートナー”の頭文字をとって“MLPシステム”と呼称）をツールとして物流システムのオーダーメイドを実現しお客様から高い評価を得ております。

次に②の高品質な現場力では、お客様からお預かりする貨物の特性に精通した物流管理能力に優れた人財と個々の作業に類まれな技術力を発揮する技術者を配置し、高品質な物流サービスを提供することにより長年に亘りお客様から厚い信頼を頂いております。

また、③のCSRへの取組み強化では、内部統制システムの構築と共にCSR推進体制としてCSR推進会議（議長：社長）を設置し、下部委員会として内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、情報セキュリティ委員会、個人情報保護管理委員会、安全品質委員会、環境委員会および働き方改革推進委員会等を置き、CSRに関する整合性の取れた組織的な取組みにより社会的責任を全うできる管理体制を構築しております。

このような創業以来の当社及び当社グループの取組みの積み重ねが現在の企業価値の源泉となっており、当社の企業文化の継続・発展を通して当社の社会的意義を高めるとともに、結果として企業価値及び株主共同利益の最大化に繋がるものと考えております。

国内物流市場の人手不足は年々深刻化しており、顧客からは、安定的な物流サービスの継続が切望されています。そのため、今後大きく進展する輸送や作業の自動化を見据えると、労務の提供だけでなく、顧客の課題を発見し解決する提案力も更に重要になっていきます。

このような状況のなか、当社は、社会基盤の一翼を担う企業グループとして、創業以来の成長の基盤となっている「品質」を維持しつつ、安定的な物流サービスを提供し続け、顧客にとっての「ロジスティクス・パートナー」としての使命を果たすため、2019年3月に2019年度から2021年度を対象とする第7次中期経営計画“ロジスティクス・パートナーとしての使命を果たすために”を策定いたしております。

本計画は、上記を実現するための計画とし、主な狙いは、以下の通りです。

1. 多様な人材のニーズに応える人事制度、組織づくりを進める
2. 作業現場の機械化、事務作業のシステム化、輸送の自社化を進める
3. 3 P L 事業を発展させ「課題解決型ビジネス」を強化する
4. E S G（環境、社会、ガバナンス）に重点を置いた取組みを強化する

また、重点施策としては、以下のものを掲げております。

1. 事業競争力の強化

(1) 3 P L 事業の強化

① 3 P L 事業の売上拡大

(2) グローバル物流事業の拡大

① 海外現地法人の売上拡大

② フォワーディング事業の売上拡大

(3) 設備移設の強化

① 設備移設の売上拡大

(4) 基盤事業の強化

① 物流ネットワークの強化

② 収受料金適正化の推進

2. 企業基盤の強化

(1) 人材の確保と育成

① 人事制度・教育制度の整備

② 働き方改革の推進

(2) 組織の見直し

① グループ会社の再編

② 専門性、効率性を高める組織再編

(3) 品質と生産性の向上

① 5 S・見える化の推進

② I T・マテハン機器の拡充

(4) M&Aの活用

① 国内企業のM&A

② 海外企業のM&A

(5) C S Rの推進

① ガバナンスの強化

② コンプライアンス、リスクマネジメントの推進

これらの第7次中期経営計画を着実に実行することで、当社グループの未来を切り開き、企業価値の更なる向上と株主共通の利益を確保することができると考えております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの概要と目的

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行なおうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下の通り、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行なおうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者に対して、警告を行なうものです。

なお、本プランにおいては対抗措置の発動にあたって、当社取締役会がより適切な判断を下せるようにするため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照ください。）に従い、当社社外取締役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行なう経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行なうことにより透明性を確保することとしています。

また、独立委員会の勧告がある等一定の場合には、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、又は書面投票のいずれかを選択し実施することがあります。なお、本プラン継続時における独立委員会の委員には、別紙2に記載の3氏が就任する予定です。

また、2020年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙3「当社の大株主の株式保有状況」の通りです。なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

2. 本プランの内容

(1) 本プランに係る手続き

①対象となる大規模買付等

本プランは以下の(i)又は(ii)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行ない、又は行なおうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

(i)当社が発行者である株式等¹について、保有者²の株式等保有割合³が20%以上となる買付け

(ii)当社が発行者である株式等⁴について、公開買付け⁵に係る株式等の株式等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

- (注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。
- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第6項に規定される公開買付けをいいます。以下同じとします。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

②「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

（i）買付者等の概要

（イ）氏名又は名称及び住所又は所在地

（ロ）代表者の役職及び氏名

（ハ）会社等の目的及び事業の内容

（ニ）大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要

（ホ）国内連絡先

（ヘ）設立準拠法

（ii）買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び、意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

（iii）買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等⁸その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日⁹（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②（i）（ホ）の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

（注8）金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

（注9）営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会及び独立委員会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

但し、買付者等からの情報提供の迅速化と、取締役会が延々と情報提供を求めて情報提供期間を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、この情報提供期間の上限を意向表明書受領から60日間に限定し、仮に本必要情報が十分に揃わない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、その時点で直ちに「取締役会評価期間」（④にて後述します。）を開始するものとします（但し、買付者等から、合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、必要に応じて情報提供期間を延長することがあります。）。

なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者¹⁰、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行なった後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容

(注10) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

- (viii) 大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix) 大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との間で利益相反が生じる場合には利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実については適切に開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合又は意向表明書受領日から60日間が経過したときには、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行なった後、その翌日を起算日として、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

- (i) 対価を現金（円価）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間
- (ii) その他の大規模買付等の場合には最大90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合にのみ延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知すると共に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行なうものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、買付者等より意向表明書、本必要情報の提出を受け、取締役会評価期間開始と同時に、独立委員会に対し、買収防衛策発動の是非について諮問します。なお、その際に買付者等より提出を受けた全ての情報を独立委員会に提供いたします。

⑤対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行なうものとします。

その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行なう経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(i) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合

独立委員会は、買付者等が上記②から④までに規定する手続きを遵守しなかった場合には、原則として当社取締役会に対し対抗措置の発動を勧告します。

(ii) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合

買付者等が上記②から④までに規定する手続きを遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

但し、上記②から④までに規定する手続きが遵守されている場合であっても、別紙4に掲げるいずれかの類型に該当すると認められ、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであり、かつ対抗措置の発動が相当であると判断される場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告することがあります。なお、独立委員会は、当該大規模買付等について、別紙4に掲げる発動事由のうち、6～10に該当すると判断した場合には、対抗措置の発動に関して予め株主意思の確認を得る旨の意見を述べることもできるものとします。

⑥取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行なうものとします。

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、事前に株主意思の確認を得る旨の意見を述べた場合、当社取締役会は、株主意思確認総会における株主投票又は書面投票のいずれかの方法（以下「株主意思確認総会等」といいます。）を選択し、対抗措置の発動に関する議案を付議することがあります。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合もあります。当社取締役会において株主意思確認総会等の実施を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点を以て満了するものとします。

株主意思確認総会等を行なう場合、当社取締役会は、株主意思確認総会又は書面投票のいずれによって株主意思の確認を行なうのかを決定した後に、投票権を行使できる株主を確定するための基準日（以下「投票基準日」といいます）を定め、これらの決定内容を速やかに情報開示します。なお、株主意思確認総会等の手続きにおいて投票権を行使することができる株主は、投票基準日の最終の株主名簿に記録された株主とし、投票権は議決権1個につき1個とします。

また、投票基準日は、取締役会評価期間が満了した後、実務上可能な限り最短の日とし、公告は投票基準日の2週間前までに行なうものとします。

株主意思確認総会等において、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は当該株主意思確認総会等における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行ない、必要な手続きを行ないます。一方、当該株主意思確認総会等において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不発動に関する決議を行ないます。

当社取締役会は、上記の決議を行なった場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、また株主意思確認総会等を実施した場合には、投票結果その他取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行ないます。

⑦対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)買付者等が大規模買付等を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行なうものとします。

当社取締役会は、上記決議を行なった場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行ないます。

⑧大規模買付等の開始

買付者等は、上記①から⑥に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行なうこととします。本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載の通りといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載の通り、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。

例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行なった場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該有効期間を2023年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により形式的な変更が必要と判断した場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更が行なわれた場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行ないます。

3. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記1. に記載の通り、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行なうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されているものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえで継続することとしており、上記2. (3)に記載した通り、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。

従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(4) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記2. (1)に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(5) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおいては、当社取締役会がより適切な判断を下せるようにするため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行なう取締役会の諮問機関として独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者等）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様へ情報開示を行なうこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行なわれる仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2. (3)に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行なうことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

4. 株主および投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主および投資家の皆様へ与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行なわれません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の2. (1)に記載の通り、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様と与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行なう場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2.(1)⑦に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行なった株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続き

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続きをとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法、当社による取得の方法及び株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行なわれた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行ないますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

以 上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関して取締役会がより適切な判断を下せるようにするため、また当該判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として、設置される。
2. 独立委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行なう経営陣から独立した、(1)社外取締役、又は(2)社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行なう。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行なう。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1)本プランに係る対抗措置の発動の是非（発動に関して予め株主意思の確認を得ることの是非を含む）
 - (2)本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
 - (3)本プランの廃止及び変更
 - (4)その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行なうことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行なう経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

独立委員会委員の略歴（五十音順）

梅若 和子 （うめわか かずこ）（1946年7月18日生）
2001年12月 特別非営利法人日本伝統文化交流協会理事長（現任）
2005年10月 Umewaka International株式会社代表取締役社長
2008年6月 Umewaka International株式会社代表取締役（現任）
2011年5月 飛騨川温泉土地株式会社代表取締役社長
2015年2月 飛騨川温泉土地株式会社代表取締役（現任）
2016年6月 当社社外取締役就任（現在に至る）

佐藤 昭雄 （さとう あきお）（1950年12月20日生）
1979年10月 新光監査法人入所
1983年3月 公認会計士登録
2007年6月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所
2008年6月 佐藤昭雄会計事務所所長（現在に至る）
2017年6月 当社社外監査役就任
2019年6月 当社社外取締役就任（現在に至る）

内藤 彰信 （ないとう あきのぶ）（1948年12月12日生）
1971年4月 三菱商事株式会社入社
1998年7月 米国CALIFORNIA OILS CORP.社長
2002年6月 国際埠頭株式会社代表取締役社長
2009年6月 国際埠頭株式会社顧問
2011年6月 当社社外取締役就任（現在に至る）

* 上記3氏と当社の間、特別の利害関係等はありません。

* 当社は、上記3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

以 上

当社の大株主の株式保有状況

大株主一覧

2020年3月31日現在

株 主 名	持 株 数	議 決 権 比 率
丸 全 商 事 株 式 会 社	1,645千株	8.01%
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,219	5.93
日本トラスティ・サービス信託銀行 株 式 会 社 (信 託 口)	907	4.41
株 式 会 社 横 浜 銀 行	903	4.39
日本マスタートラスト信託銀行 株 式 会 社 (信 託 口)	818	3.98
丸 全 昭 和 運 輸 取 引 先 持 株 会	811	3.94
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	743	3.61
横 浜 振 興 株 式 会 社	441	2.14
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	402	1.95
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	360	1.75

以 上

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行なっている又は行なおうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行なっていると判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行なっていると判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは係る一時的配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売り抜けをする目的で当社の株式等の取得を行なっていると判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付等を行なうことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
6. 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
7. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者の関係を破壊し当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合

8. 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
9. 買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
10. その他 1. から 9. までは準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以 上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行なう場合は、所要の調整を行なうものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者¹¹、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者¹²、(4)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者¹³（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、非適格者が保有する本新株予約権を取得する場合、その対価として金銭等の交付は行わないこととします。本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(注11) 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

(注12) 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下本注において同じとします。）を行なう旨の公告を行なった者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

(注13) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.









第118回定時株主総会会場のご案内図

会場…横浜市中区尾上町一丁目8番地 関内新井ビル11階

関内新井ホール

電話 045-681-6763

○J R 線／関内駅下車徒歩2分

○横浜市営地下鉄／関内駅下車徒歩1分

○みなとみらい線／日本大通り駅下車徒歩10分

○バス ス／港町下車徒歩1分

